

き↓額改定認定請求書

*出生などにより支給対象となる児童が増えたときです。この場合、額改定認定請求をした日の属する月の翌月分から児童手当等の額が増額されますので、手続きが遅れないようにご注意ください。

③児童手当等の額が減額されたとき↓額改定届

*年齢要件などにより支給対象となる児童が減ったときです。

④児童手当の支給が終わるとき↓受給事由消滅届

*年齢要件などにより支給対象となる児童がいなくなったときです。

⑤特例給付（法附則第6条給付または法附則第8条給付）を受給する方が退職したとき↓受給事由消滅届

*特例給付の受給者が退職して被用者（サラリーマン等）でなくなった場合には、所得制限により手当が受けられなくなりますので「受給事由消滅届」を提出してください。（会社を退職して厚生年金の資格がなくなった場合です）

⑥受給者の方が公務員になったとき
市区町村へ↓受給事由消滅届

勤務先へ↓認定請求書

⑦受給者の方が同じ市区町村の中で住所を変わったときまたは養育している児童の住所が変わったとき↓住所変更届

⑧受給者の方または養育している児童の名前が変わったとき↓住所変更届

現況届の提出について

①年金加入証明書または健康保険被保険者証の写し（請求者が被用者である場合）

②前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書

③その他、必要に応じて提出する書類があります。

その他

・6月中旬までに現在受給されている方に対して、通知文書を送りますので、届き次第、手続きを行ってください。

・昨年度、所得制限で受給できなかった方も、要件を満たせば受給できますので、請求手続きを行ってください。

児童扶養手当制度、特別児童扶養手当制度について

町民課 内線217

○児童扶養手当

父と生計をともにしていない児童が養育される家庭に対して、児童の健やかな成長と一日も早い家庭の生活の安定、自立の促進を目的として支給されます。

手当の額

対象児童（18歳に達する日以後、最初の3月31日までの者）が1人の場合の手当額は次のとおりです。

- ・全部支給 41,720円
- ・一部支給 41,710円

～9,850円

児童扶養手当は所得に応じて細かく定められています。2人以上の児童を有する受給者については、第2子月額5千円、第3子以降は1人につき月額3千円が加算されます。

現在手当を受けている方の届出

・現況届 毎年8月1日から8月31日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなります。

・額改定届・請求 対象児童が増減があったときに提出します。

・受給資格喪失届 受給資格がなくなつたときに提出します。

なくなつたときに提出します。

氏名・住所・金融機関・印鑑変更届

氏名が変わつたとき、転居されたとき、支払金融機関を変更したときなどに提出します。

○特別児童扶養手当

20歳未満で、身体または精神に障害をもつ児童を監護している父母、または父母にかわつてその児童を養育している方に対して、その生活の向上と福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

手当の額

対象児童の数と等級によつて支給されます。（いずれも児童1人当たり）

・1級（重度障害児）

月額50,750円

・2級（中度障害児）

月額33,800円

現在手当を受けている方の届出

・所得状況届 毎年8月11日から9月10日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなります。

・額改定届・請求書 障害の程度が変わつたとき、対象児童が増減があつたときに提出します。

・受給資格喪失届 受給資格がなくなつたときに提出します。

・障害状況届 定められた時期に障害状況届に認定診断書を添付し

